

平成 29 年 6 月 9 日

各 位

会 社 名 シャクリー・グローバル・グループ株式会社  
代表者名 代表執行役 湯 田 芳 久  
(JASDAQ・コード 8205)  
問合せ先 代表執行役管理本部長 湯 田 芳 久  
電話番号 03-3340-3601

## 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議し、また、平成29年6月29日開催予定の第43回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この取り組みの趣旨を踏まえ、会社法の定めに従い、平成 29 年 6 月 9 日開催の取締役会の決議をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更すること（以下「本単元株式数変更」といいます。）といたしました。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

##### (4) 変更の条件

本株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されること及び株式併合が平成 29 年 10 月 1 日をもって効力発生することを条件といたします。

## 2. 株式併合

### (1) 株式併合の目的

本単元株式数変更にあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位当たりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うものです。

### (2) 株式併合の内容

#### ① 併合する株式の種類

普通株式

#### ② 併合割合

平成29年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

#### ③ 併合後の発行可能株式総数

8,000,000株（併合前 80,000,000株）

#### ④ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	25,920,000株
併合により減少する株式数	23,328,000株
併合後の発行済株式総数	2,592,000株

（注）「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び併合割合に基づき算出した理論値です。

### (3) 株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	601名（100.00%）	25,920,000株 （100.00%）
10株未満	35名（5.8%）	58株（0.0002%）
10株以上	566名（94.2%）	25,919,942株 （99.9998%）

本株式併合を行った結果、保有株式数10株未満株主様35名（その所有株式の合計は58株）が株主たる地位を失うこととなります。

### (4) 1株未満の端数が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、当社は会社法上許容されている措置（当社が自己株式として買い取り、それらの代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配することを含みます。）を講じるものといたします。

### (5) 株式併合の条件

本株主総会において、本株式併合に係る議案が原案のとおり承認可決されることを条件として、平成29年10月1日をもって効力発生するものといたします。

### (6) 単元未満株式の取扱い

本株式併合の結果、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる当社の

株主の皆様については、当社の定款及び株式取扱規則の定めるところにより、以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

①単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当社から買い増すことができる制度です。

②単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度です。

### 3. 定款一部変更

本株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、当社の定款は次のとおり変更となります。

変更部分には下線を付しております。

現行定款	変更後の定款
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>80,000,000株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>8,000,000株</u> とする。
第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

### 4. 日程

取締役会決議日	平成29年6月9日
定時株主総会開催日	平成29年6月29日（予定）
単元株式変更、株式併合及び定款の一部変更の効力発生日	平成29年10月1日（予定）

（注）上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日です。

以上